

国際政策課・国際協力課の10年間の取組

国際政策課 袴田 知弘、稲葉 崇
 国際協力課 田村 直寛、大野 さやか、杉山 卓也、廣木 麻実、浅野 裕之、上田 智子、
 梅田 隆史、宮川 利彰、勝又 大

抄録

国際政策課・国際協力課は、2013年の組織再編の際に国際課から2課体制に強化・拡充され、2020年には経済産業省に設置されていた模倣品対策室が移管されるなどの変化もありながら、JPOのグローバル対応を担ってきました。両課あわせて約20の班が、庁内外の関係者とも連携しつつそれぞれ多様な国際関係業務を担っています。本稿では、国際両課の業務の一端を、各担当班からの寄稿という形でご紹介します。

1. はじめに

国際政策課・国際協力課（国際両課）では、これまで各国・地域の知財制度・運用の更なる調和や、新興国等における知財制度の整備・強化のための取組を進めてきました。企業活動のグローバル化や新興国・途上国市場の成長といった状況変化は、国際両課の取組にも大きく影響を与えています。

主要国間のマルチ会合としては、40年前に創設された日米欧の三極での枠組みに加え、中国、韓国を加えた五庁会合が特許・意匠・商標ともに約15年間でそれぞれ創設されました。また、各国知財庁とは、バイでのトップ会談や、審査官等の実務者協議、知財保護環境を改善するための新興国での知財セミナー等を行ってきました。

さらに、近年のコロナ禍においては、対面形式での会合開催が困難となり、各会合や国際フォーラム、研修事業の提供等をオンライン形式で実施するといった大きな変革への対応を迫られました。

本稿では、紙面が限られている中、国際両課の取組の中からいくつかピックアップさせていただき、次項以降でご紹介いたします。具体的には、国際政策課より、五庁・三極の国際政策、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）に係る取組の2つについて、また国際協力課より、日ASEAN知財協力、模倣品対策に係る取組の2つについて、この10年間の取組をご紹介します。

します。

なお、文中の意見に係る部分は、筆者の個人的見解であり、日本国特許庁（JPO）の見解を示すものではないことを予めお断りします。

2. 国際政策課

2.1 五庁、三極の国際政策

ここでは、2013年度から2022年度までの10年間にわたる、五庁及び三極（日米欧）の枠組みを通じたJPOの取組についてまとめます。

(1) 五庁

五庁（IP5）は、日米欧中韓の5カ国・地域の特許庁が2007年に創設した枠組みです。五庁を構成する日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）及び韓国特許庁（KIPO）への特許出願件数は、世界の特許出願件数の8割以上（2020年時点）（WIPO Intellectual Property Statisticsを基に算定）を占めています。

ここ10年の五庁（IP5）の動きを語る上では、まず、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は避けて通れない話題です。COVID-19は、2019年の12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感

染者が報告されて以降、わずか数カ月ほどで世界的な流行に発展しました。この問題に対処するために各国政府が水際措置を強化した結果、国境をまたいだ人の往来は極めて困難となりました。それまで毎年長官級・実務者級の会合を重ねてきた五庁の枠組みも、この影響を少なからず受けることとなったのです。

2020年の第13回五庁長官会合（ホスト：CNIPA）は、本来であれば6月に四川省成都市で開催される予定でしたが、同年7月にオンライン形式で開催されることとなりました。これ以降、五庁間の長官級・実務者級の各会合は、いずれもオンライン形式で行われており、この流れは本原稿執筆時点（2023年3月）でも継続しています。ただ、見方を変えてみると、このように開催形式を変えながらも毎年会合を開催し続けているということは、五庁がいずれもこの枠組みを重要視していることの証といえるでしょう。2021年の第14回五庁長官会合（ホスト：JPO）においては、ポストコロナ時代を見据えた今後の協力について意見交換が交わされる等、COVID-19は五庁の議論の内容にも影響を与えました。

五庁による取組の実体的な内容について見てみると、この10年間で特筆すべきはユーザーとの協力の深化です。2012年に五庁ユーザー（日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BE）、韓国知的財産権協会（KINPA）、中国專利保護協会（PPAC））との会合を初めて開催して以降、五庁は年々その協力体制を発展させてきました。特に、五庁にとって主要な成果である「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、それをさらに発展させたグローバルドシエ構想を巡る議論において、五庁と五庁ユーザーとの関係は大きな役割を果たしてきました。

OPDは、パテントファミリーに係る五庁各庁への出願の特許審査情報を、一覧のもとに参照可能とするシステムです。2013年に審査官向けのシステムとしてリリースされ、日本では現在もその名称が維持されています。五庁各庁は、OPDと同様のサービスを、それぞれ独自のユーザーインターフェースを通じて自庁の審査官向けに提供していますが、その基幹となるシステムは共通のものを利用していま

す。このシステムを更に機能改善し、ITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想として「グローバルドシエ」という名称が使われています。

2013年には、グローバルドシエに関する五庁とユーザーとの意見交換を目的として、グローバルドシエタスクフォース会合（GDTF）が開始されました。GDTFでは、五庁側からグローバルドシエに関する取組状況が報告される一方、ユーザー側からは将来のグローバルドシエのあり方等について要望が寄せられ、グローバルドシエへのユーザーニーズの反映が図られています。2016年には、ユーザーからの要望を踏まえ、OPDがインターネットを通じて一般ユーザーにも利用可能とされました。そして、グローバルドシエの究極目標として、1回の手続で全ての庁へ出願可能な「クロスファイリング」を掲げています。

また、2017年には、グローバルドシエ以外のIP5プロジェクトに関する実務者レベルでの意見交換を目的として、ICG（Industry Consultation Group）会合が開始されました。



第1図 ワン・ポータル・ドシエ（OPD）

その他、五庁の枠組みにおけるこの10年間の主な成果としては、五庁相互間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行が挙げられます。

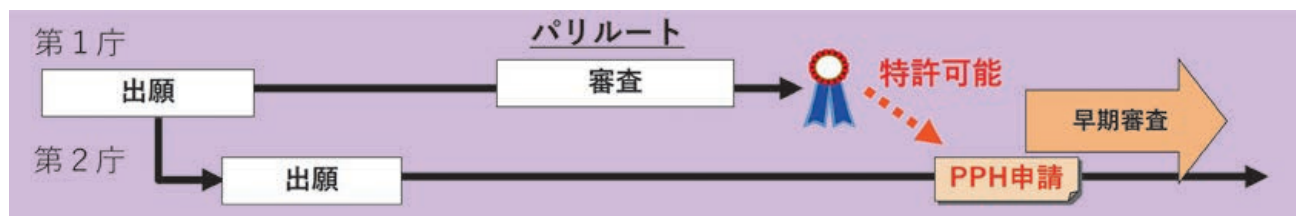
特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁（後続庁）において簡易な手続で

早期審査が受けられるようにする二庁間の審査協力の枠組みです。2006年に日米間で試行プログラムが開始されて以降、JPOは参加庁を数多く増やしてきました。2010年には、PCTに基づく国際出願について国際段階で特許性を有するとの見解が示された場合に、対応する国内出願について早期審査を受けることを可能とするPCT-PPHが日米欧の三極特許庁間で開始されています。また、2011年には、JPOを含む8カ国の特許庁間で、どの国に先に出願したかにかかわらずいずれかの特許庁における審査結果を用いて各国・地域の特許庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIが開始されました。

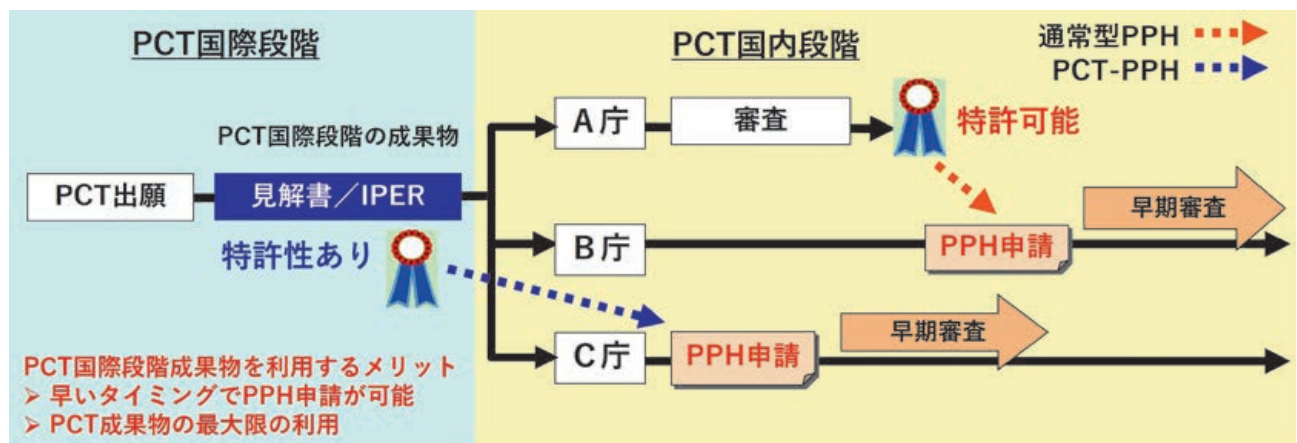
2014年1月から開始されたIP5 PPHは、通常型PPH、PCT-PPH、PPH MOTTAINAIを含む全てのPPHが五庁間で相互に利用可能とするものです。

時を同じくして、JPOを含めた17の知財庁によるグローバル特許審査ハイウェイ (Global PPH) も開始されており、この枠組みに参加した庁の間でも通常型PPH、PCT-PPH及びPPH MOTTAINAIの全てが利用可能となりました。その後、Global PPH参加庁は年々増加し、本稿執筆時点(2023年3月)では27の知財庁が参加しています。

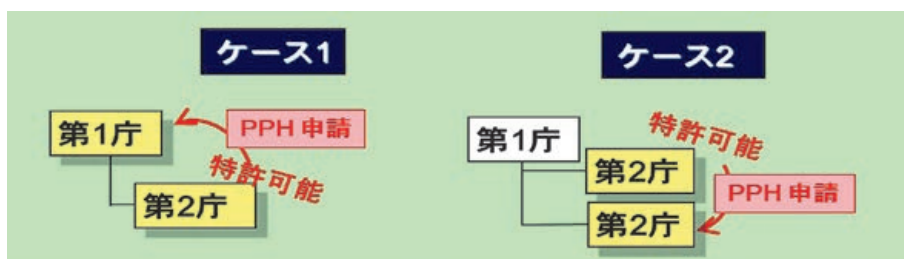
現在進行中の取組としては、新技術 (NET; New Emerging Technology)・AI分野の協力があります。2021年6月に第14回五庁長官会合において、当該協力に関する作業ロードマップが合意されたことを受け、現在、各作業部会が、当該ロードマップに沿って実施すべき具体的なプロジェクトについて検討しています。その中でも、JPOが提案した「AI関連発明に関する五庁の審査実務に関する資料収集プ



第2図 通常PPH

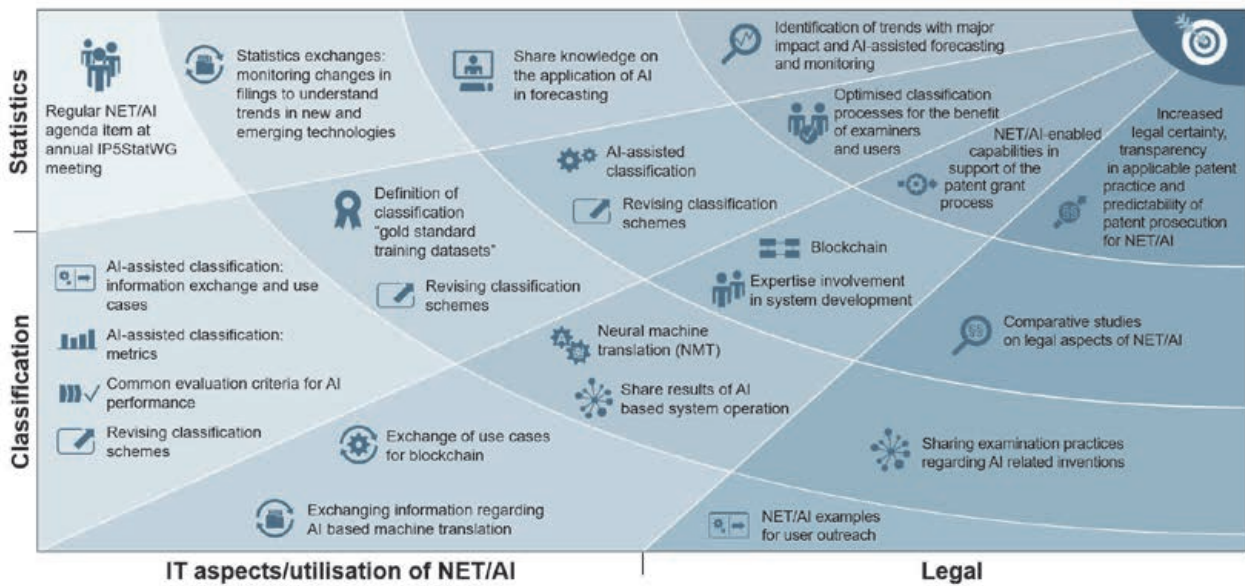


第3図 PCT-PPH



第4図 PPH-MOTTAINAI

IP5 NET/AI OPPORTUNITIES



第5図 新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ

プロジェクト」が、2022年6月に第15回五庁長官会合において正式に承認され、上記ロードマップのもと実施される初のプロジェクトとなりました。

(2) 三極（日米欧）

三極特許庁の協力の歴史は五庁（IP5）よりもずっと長く、その始まりは40年前に遡ります。1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、JPO、USPTO及びEPOの三極特許庁の間において、この枠組みが創設されました。1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催されて以降、三極は毎年継続的に会合を開催し、IT、ワークシェアリング、PCT等、幅広い分野について議論が行われてきました。三極はユーザーとの関わり方の歴史も長く、2003年には三極ユーザー団体（JIPA、AIPLA、IPO、BE）との会合を開始しています。

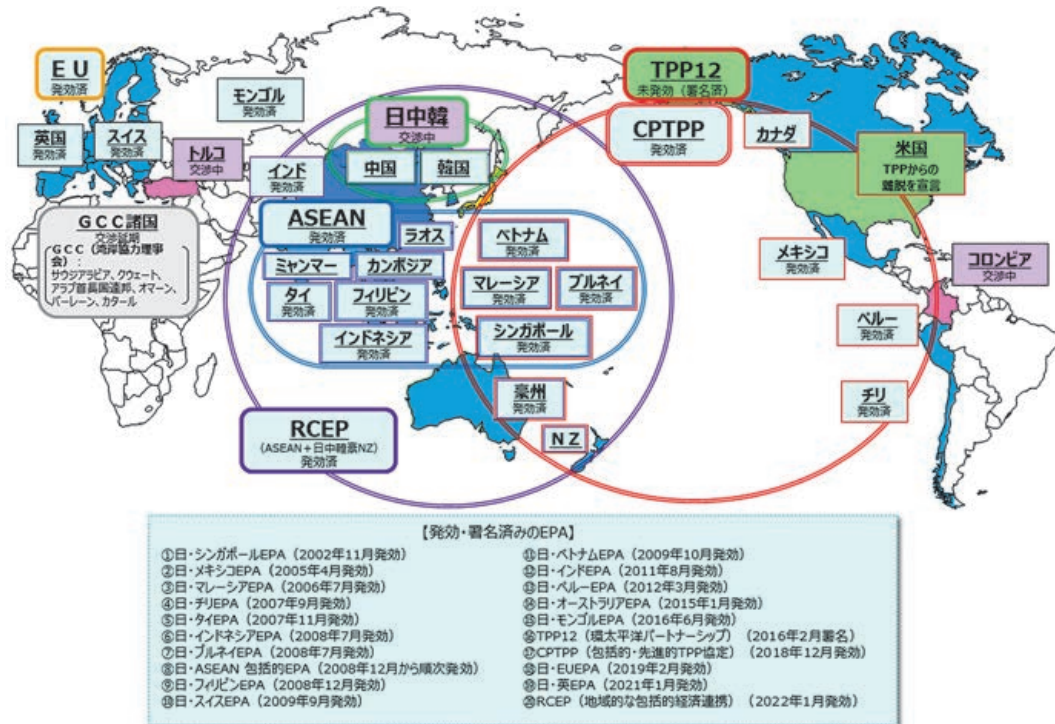
2007年に五庁（IP5）の協力が開始されたことにより、徐々に事務レベルで実体的な活動を行う役割を五庁に譲り渡していったものの、三極はその後も長官レベルでの会合を続けました。2020年以降は、五庁と同様、三極長官会合もコロナ禍の影響を受けることとなりましたが、オンライン形式とすることによって毎年開催するという流れを継続しました。2022年3月には、三極特許庁はJPOの主導のもと、

三極知財・環境問題シンポジウムをオンラインで開催しました。このシンポジウムは、特許制度等を戦略的に活用してカーボンニュートラル技術が開発・普及された事例を紹介するとともに、知財のカーボンニュートラル達成への貢献について議論するものであり、三極特許庁の枠組みで開催する初の環境問題に関するシンポジウムとなりました。そして、2022年11月には節目となる第40回三極長官会合が米国ノースカロライナ州ダーラムにて、再び対面形式で開催されました。

2.2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）を通じた知的財産の保護強化

日本は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知財についても交渉分野に含めています。知財分野での交渉においては、TRIPS協定に規定される保護水準を上回る十分、効果的かつバランスの取れた知財保護を目指すとともに、効率的かつ透明性のある運用、及び十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指しています。

このような取組に係るこの10年間における大き



第6図 日本のEPAの推進状況

な成果の1つが、日本を含むアジア太平洋地域の11カ国により2018年3月に署名され、同年12月に発効した、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」です。CPTPPの知的財産章は、特許、意匠、商標、等の知財についてTRIPS協定を上回る規定を種々含み、また、模倣・偽造品等に対する厳格な規律を規定し、知財の保護と利用の推進を図る内容となっています。本協定に関しては、2021年以降、新たなエコノミーから加入申請もされているところです。

ここでは、本協定に係る経緯や具体的な規定の内容、最近の動きに関して紹介します。

(1) 経緯¹⁾

2010年3月、当初は8カ国(ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム)で環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉が開始されました。同年10月にはマレーシア、2012年11月にメキシコ、カナダが交渉に参加し、日本も2013年7月に交渉に参加しました。その後の交渉を経て2015年10月に大

筋合意に至り、2016年2月に署名がなされました(※米国を含む12カ国で署名された本協定はTPP12と呼ばれている)。交渉において、知財は各国の利害が錯綜した最も難しい分野の1つでした。

その後、日本では、2017年1月にTPP12の批准のための国内手続きを完了しました。しかし、同月に米国は本協定から離脱することを参加各国に通知しました(※TPP12の発効規定に基づけば、米国を含めずに本協定を発効することはできない)。

これを受け、米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017年11月に開催されたTPP閣僚会合において、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」に大筋合意しました(※本協定はTPP11と呼ばれることもある)。本協定は、元々のTPP12の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に停止(凍結)するものです。凍結された22項目の内、11項目は知財分野でした。

CPTPPは2018年3月に署名され、その後、協定の発効に必要な6か国(メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州)が国内手続

1) TPPの交渉経緯等(内閣官房HP) <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/index.html>

を終え、2018年12月30日に発効しました。その後、2019年1月にベトナム、2021年9月にペルー、2022年11月にマレーシア、2023年2月にチリが締約国となりました（※現在、未締約国はブルネイのみ）。

表1 CPTPPに係る経緯

2010年 3月 10月	TPP交渉開始（当初は8カ国） マレーシアが交渉参加
2012年 11月	メキシコ、カナダが交渉参加
2013年 7月	日本が交渉参加
2015年 10月	大筋合意
2016年 2月	TPP12署名
2017年 1月 11月	米国が離脱宣言 米国以外の11カ国によりCPTPPに大筋合意
2018年 3月 12月	CPTPP署名 CPTPP発効（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州）
2019年 1月	ベトナムについてCPTPP発効
2021年 2月 6月 9月 12月	英国が加入を申請 英国の加入交渉開始が決定 ペルーについてCPTPP発効 中国、台湾が加入を申請 エクアドルが加入を申請
2022年 8月 11月 12月	コスタリカが加入を申請 マレーシアについてCPTPP発効 ウルグアイが加入を申請
2023年 2月 3月	チリについてCPTPP発効 英国の加入交渉が実質的妥結した旨の閣僚共同声明

(2) TPP12及びCPTPPの規定の内容

(2-1) 概要

TPP12及びCPTPPの知財分野の主な規定は表2のとおりです（※CPTPPにてTPP12の規定の一部が凍結されたが、それ以外はTPP12とCPTPPの規定は同一）。手続の簡素化・透明化、知財の保護強化、エンフォースメントの強化について、TRIPS協定の保護水準を上回る規定が設けられています。

例えば、締約国はマドリッド協定議定書、又はシンガポール商標法条約を締結することが義務付けられ、商標権取得の円滑化が図られています。TPP12の署名時点で、マドリッド協定議定書については、カナダ、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイが未締結であり、シンガポール商標法条約については、メキシコ、カナダ、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイが未締結でした。その後、カナダ（2019年6月）、マレーシア（2019年12月）、チリ

（2022年7月）、ブルネイ（2017年1月）はマドリッド協定議定書を締結し、また、カナダ（2019年6月）、ペルー（2018年12月）はシンガポール商標法条約を締結しました。

エンフォースメントに関しては、模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与や、商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化などが規定され、模倣品・海賊版対策の強化がされています。また、商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることで、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資するものとなっています。

(2-2) その他のTRIPSプラスの規定

表2に挙げた事項以外にも、知財保護や、効率的かつ透明性のある運用を確保するための規定が種々設けられています。

特許については、公開された特許出願や付与された特許に関して、審査の結果や、出願人からの連絡、出願人や第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記の情報について、公衆が利用することができるようになることが規定されています（第18.45条）。また、CPTPPにおいて凍結されていますが、既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法の発明や、植物に由来する発明について特許が与えられることが規定されています（第18.37条第2項、第4項（第2文））。

意匠については、物品の一部に具体化された意匠、あるいは、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠、のいずれかのもが意匠としての保護の対象となることを確認することが規定されています（第18.55条）。

商標については、商標を電子的に出願し維持するためのシステムや、商標出願及び登録商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムを提供することが規定されています（第18.24条）。また、音商標が保護の対象となることが規定されています（第18.18条）。さらに、周知商標の保護を強化するための規定も含まれています（第18.22条）。

これらはいずれもTRIPS協定を上回る規定であり、知財の保護と利用の推進を図る内容となっています。

表2 知的財産分野の主な規定²⁾

1. 手続の簡素化・透明化
(1) 国際協定（商標権の取得の円滑化）（第18.7条） 国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約を締結することを規定した。
(2) 特許の出願公開（第18.44条） 特許出願の出願日又は優先権が主張される場合には、最先の優先日から18か月を経過した後速やかに公開するよう努めることを規定した。
2. 知的財産の保護強化
(1) 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入（第18.48条、第18.50条、第18.51条、第18.53条） ※第18.48条、第18.50条、第18.51条はCPTPPにおいて凍結 特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度、第18.48条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第18.50条、第18.51条）、特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み、第18.53条）を定めることを規定した。
(2) 特許期間延長制度（第18.46条） ※CPTPPにおいて凍結 特許につき、出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅延につき、特許期間の延長を認める制度（第18.46条）を定めることを規定した。
(3) 新規性喪失の例外規定（第18.38条） 特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から12か月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとすることを規定した。
3. エンフォースメント強化
(1) 法定賠償制度・追加的賠償制度の導入（第18.74条） 商標の不正使用及び著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることを規定した。
(2) 国境措置の強化（第18.76条） 商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある輸入、輸出、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権により差止め等の国境措置を行う権限を付与することを規定した。
(3) 刑事罰の強化（第18.78条等） 営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画の盗撮に対する刑事罰を義務化することを規定した。
(4) 非親告罪化（第18.77条） 故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作権の違法な複製等を非親告罪とすることを規定した（ただし、著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる）。

(3) 新たなエコノミーの加入要請

最後に、CPTPPに係る最近の動きに関して紹介いたします。2021年2月、英国がCPTPPへの加入要請を通報しました。そして、同年6月に開催されたTPP委員会において、英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会の設置が決定されました。同作業部会にて、協定のハイスタンダードを維持しつつ加入プロセスが適切に進められるよう継続的に議論・検討が行われ³⁾、2023年3月31日に開催され

た加入作業部会閣僚会合において、加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました⁴⁾。

また、2021年9月に中国、台湾が、同年12月にエクアドルが、2022年8月にコスタリカが、同年12月にウルグアイが、加入要請を通報しました。日本としては、加入申請を行ったエコノミーが本協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていないかをしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していくとの立場です⁵⁾。

2) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定における産業財産権分野の概要 (特許庁 HP) <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/tpp.html>

3) 2022年2月18日 英国のTPP11加入作業部会第1回会合を終了 (内閣官房 HP) https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2022/pdf/20220218_tpp_awg.pdf
2022年7月24-28日 東京における英国のTPP11加入に関する作業部会会合 (結果概要) (内閣官房 HP) https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2022/pdf/20220728_tpp_awg.pdf

4) CPTPPへの英国加入プロセスに関する閣僚共同声明 (内閣官房 HP) https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2023/pdf/20220331_cptpp_seimei_jp.pdf

5) 第6回TPP委員会 山際大臣による記者会見の概要 (内閣官房 HP) https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2022/pdf/20221012_tpp_kaiken.pdf

以上、特にCPTPPを取り上げて、経済連携協定に関する取組について紹介してきましたが、CPTPP以外でも、2019年2月には日・EUEPA、2021年1月には日英EPA、そして、2022年1月には、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加するRCEPが発効しています。また、日中韓FTA等、現在交渉中のEPAもあります⁶⁾。今後も引き続き、これらの枠組みを通じて知財保護の強化が図られるよう、取組を進めていきます。

3. 国際協力課

3.1 日ASEAN知財協力について

日ASEANの知財協力は、日ASEAN特許庁長官会合を中心に実施されていますが、第1回長官会合が開催されたのは2012年と意外と最近のことです。2022年にこの枠組みが10周年を迎えたことを踏まえ、第1回開催当時の状況とともに日ASEAN協力の取組を振り返ってみます。

(1) ASEANの概況

ASEANの正式名称は東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations) といい、域内の平和と経済成長を目的として1967年に設立されています。2012年に人口約6億人、域内GDPは約2.4兆米ドルでしたが、2021年時点では人口約6.6億人、GDPは約3.3兆米ドルまで成長しています⁷⁾。

日本とは、1973年に日ASEANで閣僚級会合を開催したのを皮切りに交流を深化させており、2023年には日ASEAN外交50周年を迎えます⁸⁾。ASEANでは現在、日本企業が多く活動しており、日本にとって経済的に重要な地域です。そのため、知財を適切に保護・活用できる環境の整備が求められています。

この点、ASEAN内では、1995年のASEAN首脳会

議で知的財産協力に関する枠組協定が署名されて以来、知財保護に向けた取組が強化されてきました。2011年にはASEAN知的財産権行動計画2011-2015が策定され、戦略目標として、ASEAN各国の経済や知財庁のレベルの違いに配慮しながらバランスのとれた知財システムを構築することなどが掲げられています。その後も行動計画に沿って加盟国間で取組が進展しており、現在は、2017年に最終版が策定されたASEAN知財権行動計画2016-2025⁹⁾に基づき、知財庁の強化とASEAN地域における知財インフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備などを柱とした取組が実施されています。

(2) JPOのASEANに対する取組

これまでJPOがASEAN各国知財庁と様々な協力事業を実施してきた結果、ASEAN内で知財を適切に保護する基盤が構築されつつあります。以下では、そうした協力事業の主なものをご紹介します。

(2-1) 日ASEAN特許庁長官会合

JPOは、1990年代からASEANの知財保護環境整備に向けて研修等の提供を行ってきましたが、2012年2月には、ASEANとの連携をさらに強化するべく、第1回日ASEAN特許庁長官会合を東京で開催しました。第1回会合では「東京知財声明」が採択され、JPOがASEANの経済発展に向けた知財保護強化に協力することが確認されています。そして、2012年7月には、第2回会合が開催され、ASEAN各国の知財庁との間で知的財産に関する協力覚書が締結されています。

2012年以降は、ASEANの経済成長を知財の側面から支援するとともに、日本企業の知財が適切に保護される社会がASEANに構築されることを目指し、日ASEAN特許庁長官会合が定期的に開催され、JPOとASEAN知財庁との知財協力プログラムをまとめたアクションプランが策定・承認されています。

直近では2022年8月に第13回会合がマレーシ

6) 我が国の経済連携協定 (EPA/FTA) 等の取組 (外務省HP) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

7) https://www.aseanstats.org/wp-content/uploads/2023/02/ASYB-2022_0223.pdf

8) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000305625.pdf#page=4>

9) 2021年に中間レビューが行われ、一部修正を加えたversion2.0が公表されています。

<https://www.aseanip.org/docs/default-source/content/ASEAN-IPR-Action-Plan-2016-2025-v2.0.pdf>



第7図 第13回日ASEAN特許庁長官会合（2022年8月開催）

アで開催され、人材育成事業の実施、ASEAN IP アカデミーへの研修提供、国際出願制度の加盟／運用協力の推進、後述の東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）による調査研究への協力等を盛り込んだ2022年度版日ASEAN知財アクションプランに合意しました。

(2-2) 日ASEAN特許専門家会合

第10回目を迎える2020年の日ASEAN特許庁長官会合では、それまでの人材育成等での協力だけでなく、先端技術分野における特許審査基準の整備や特許の翻訳の問題などの専門的な議論を要する協力へも拡充していくため、日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることに合意し、2020年10月に第1回会合が開催されました。

その後、2021年9月に第2回会合を開催し、2022年11月に開催された第3回会合では、ASEAN各国知財庁の管理職級の特許審査官等が参加し、JPOの審査ハンドブックに掲載されたIoT関連発明の判断事例を題材に各国の審査実務に関する議論が行われたほか、他国で出願する際に生じる特許出願書類の誤訳への対応についても活発な議論が行われました。

(2-3) 途上国向け知財研修（JPO-IPR研修）

JPOは、途上国において知財制度を担う人材の育成を通じて、知財制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、途上国向け知財研修（JPO-IPR研修）を提供・実施しています。

また、研修の提供に加え、研修成果の維持・アップデート、研修生相互の人的ネットワークの構築を

図るため、各国向けのフォローアップセミナーを開催しています。

1996年に開始した本事業を通じて、2022年3月までの26年間に、ASEAN10カ国からの修了生の数は延べ約4500名に上ります。タイ、インドネシア、フィリピンにおいては同窓会（Intellectual Property Alumni Association）も設立され、修了生の中には、母国において知財制度の基盤の中核を担う人材も多数含まれています。

当該研修プログラムの一部も、前述の日ASEAN知財アクションプランに含まれています。



第8図 途上国向け知財研修

表3 1996年～2021年度までの研修生受入総数

国名	受入総数
インドネシア	928
カンボジア	211
シンガポール	64
タイ	803
フィリピン	641
ブルネイ	52
ベトナム	768
マレーシア	660
ミャンマー	198
ラオス	171
合計	4496

(2-4) 国際機関等との連携

JPOでは、ASEANとの協力を効果的に実施するため、国際機関等とも連携を行っています。

ア 世界知的所有権機関 (WIPO)

日本は1987年からWIPOに対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global)が設置されています。創設当時は、アジア太平洋地域を支援対象としていましたが、2008年にはアフリカ地域を対象とした「アフリカファンド」を新設し、さらに2019年にはこれらを統合の上、対象地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新し、全世界を対象に支援を行っています。多年にわたる支援の中で、日本の知財分野における途上国及びLDCsとの協力に関する専門知識や経験を十分に活用しながら、WIPOの活動を支援することで、全世界の知財エコシステムの活性化に貢献しています。

ASEAN地域に対しては、知財活用環境整備プロジェクトを通じて、各国における産学連携の体制づくりや、大学や研究機関が保有する知財の技術移転が円滑に進むよう支援を行っているほか、長期フェローシッププログラムとして日本の大学への研究生の受け入れや各国における情報化支援(電子化支援、オンラインサービスの導入・活用に関するワークショップ)、特許の国際出願制度における審査の品質・効率性の向上、意匠や商標の国際登録出願制度の効果的な運用や活用等を目的とした取組など、様々な支援を実施しています。

特に知財活用環境整備プロジェクトとして、WIPOが途上国における知財に関する情報アクセス環境整備を目的として設置している技術・イノベーションサポートセンター(TISC: Technology and Innovation Support Center)について、毎年ASEAN地域のTISC会合開催を支援しています。会合ではベストプラクティスを共有し、ASEAN地域のTISCネットワークの発展を強化するため、各国における国内TISCネットワーク確立に関する進捗情報と経験を報告しており、これらの活動を通してASEANのTISCに配置されているスタッフの人材育成等に貢献しています。

イ 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)

ERIAは、東アジア経済統合推進のため政策研究・政策提言を行う国際的機関で、2008年6月3日に正式設立されました。参加国はASEAN10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、NZのあわせて16か国です。

日ASEANの知財庁は、ASEAN地域における経済成長のための知財の重要性について研究し、その成果を各国政府の知財の取組につなげていくために、ERIAが実施する知財分野の調査研究に協力を行ってきました。

これまで、ASEAN各国への出願件数予測に関する調査、AI関連技術におけるASEAN各国の特許審査基準に関する調査研究(第1期)等を実施してきており、現在は、AI関連技術におけるASEAN各国の特許審査基準に関する調査研究(第2期)、ASEAN各国における特許情報の活用の現状と問題点の調査を実施しているところです。

このAI関連技術に関する特許審査基準の調査研究を踏まえて、前述の日ASEAN特許専門家会合で議論が行われるなど、ERIAの調査研究は日ASEAN協力において重要な役割を果たしています。

ウ 独立行政法人国際協力機構 (JICA)

JPOでは、途上国での知財法制度整備や人材育成を目的として、JICAと協力し、JPO職員を知財制度に関する専門家として途上国に派遣しています。2023年3月時点では、インドネシア知的財産総局、ベトナム国家知的財産庁へ1名ずつ特許審査官を長期派遣しています。

●インドネシア知的財産総局

現地の知財制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を目的として、1993年度から長期専門家として継続的にJPO職員を派遣し、インハウスの形式で支援を行っています。2021年5月から行われている派遣では、特許審査実務の運用の向上、特許審査基準の改訂及び公開、特許審査官の能力向上等に向けた支援を通じて、現地のビジネス・投資環境の整備・改善に寄与しています。

●ベトナム国家知的財産庁

2021年3月から「工業所有権の審査能力強化プロジェクト」が実施されており、特許審査官を派遣し、特許審査基準の改訂、特許審査の品質管理に関

する文書の作成及びパイロット活動の実施、並びに、特許審査官の能力・スキル向上を目的としたセミナーやワークショップの開催などの活動が行われています。

(3) 今後の協力

ASEANとの協力について概要を紹介しましたが、これまでの10年間の協力により、ASEANにおける知財制度は急速に整備されてきています。一方で、法制度の運用の改善等、更なる協力が必要な点も残されています。

したがって、ASEANにおける知財制度の整備およびその発展に向けた取組を積極的に進め、日本企業がASEANにおいて適切な知財権の保護を受けられるよう、今後も会合や研修等の機会を通じて、ASEAN各国知財庁との相互協力をさらに深化させていく必要があります。

3.2 模倣品対策室の取組

(1) 模倣品被害の変遷

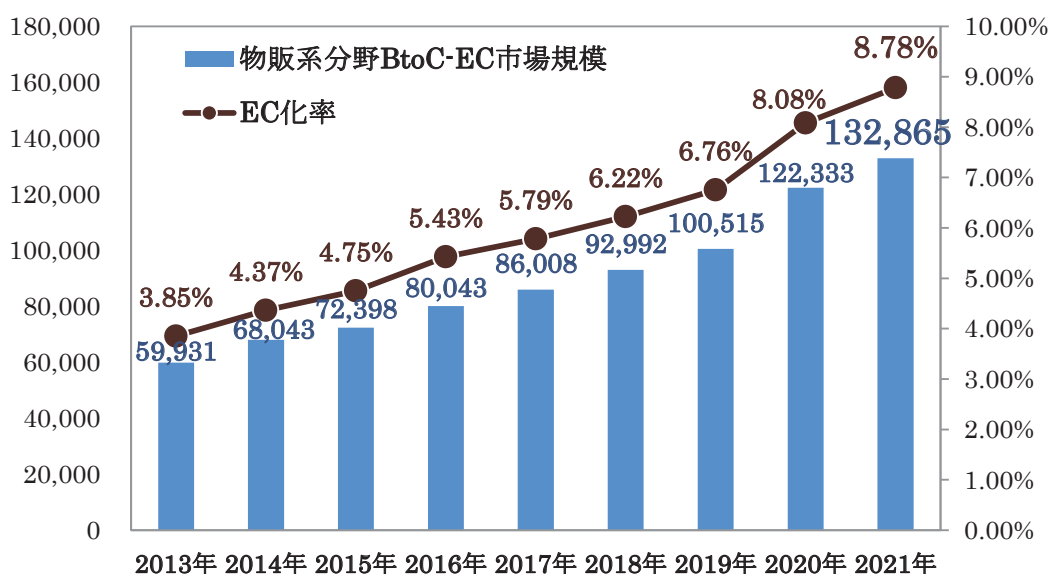
ここでは、世界的な模倣品拡散の現状及びそれを取りまく国際情勢、並びに、模倣品被害撲滅に向け

た模倣品対策室の取組について紹介します。

まず、模倣品の世界的な拡散の現状について紹介します。OECD¹⁰⁾によると、2019年の世界の模倣品・海賊版の流通額は、最大4,640億米ドル(約50.6兆円)に達する可能性があるとの推計されています¹¹⁾。この金額は、世界貿易額の最大2.5%に相当し、過去10年間は同様な水準となっています。

インターネット上の取引の増加に伴い、主たる模倣品取引の場は、路面店からインターネット上の市場へ変遷しつつあります。特に、近年はBtoC、CtoCともに電子商取引(EC)市場規模が拡大し(第9図及び第10図参照。)、これらの市場において模倣品が取引される事案が増加しています。また、このようなEC市場での取引の活性化による最近の傾向として、海外事業者が日本国内の個人に向けて少量の模倣品を郵便等で直接販売する事案の増加が挙げられます。第11図の税関における知財侵害物品の輸入差止実績に照らしても、近年において輸入差止め点数に比べ輸入差止め件数が増加していることが分かり、模倣品販売の小口化の傾向が見受けられます。

ECサイトの運営者は、独自のパトロールや各種



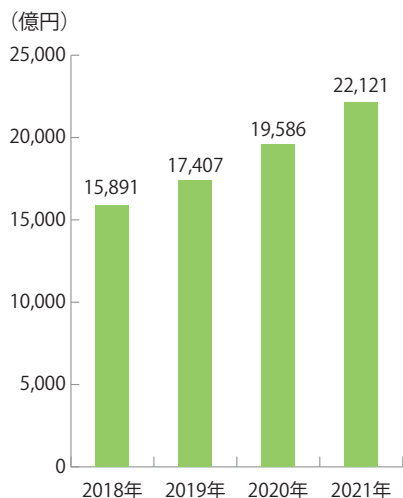
第9図 物販系分野のBtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移(市場規模の単位:億円)¹²⁾

10) OECD「Global Trade in Fakes A Worrying Threat」(2021年6月)

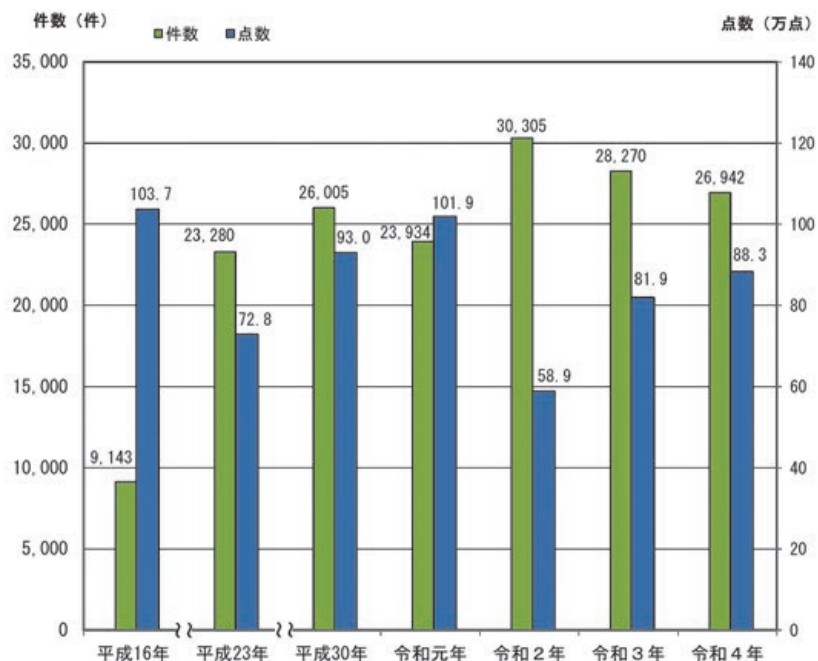
<https://www.oecd.org/publications/global-trade-in-fakes-74c81154-en.htm>

11) 国内で製造及び消費された模倣品・海賊版や、インターネット経由で配布されている海賊版デジタル製品は含まない。また、円換算レートは2019年全営業日仲値の単純平均値(109.05円/\$)とした。

12) 経済産業省「令和3年度 電子商取引に関する市場調査報告書」(令和4年8月)から引用。



第10図 CtoC EC 推定市場規模¹³⁾



第11図 知財侵害物品の輸入差止実績¹⁴⁾

知財保護プログラムを実施しているものの、模倣品販売業者の出店及び出品は絶えません。また、EC市場以外においても、インターネットでは、正規販売店の直販サイトになりすましたサイトの利用や、SNS広告から模倣品販売サイトへの誘引といった、模倣品販売の巧妙な手口も見受けられます。

このような模倣品拡散の現状を踏まえ、各国政府は模倣品撲滅に向けた政策に組んでいます。2022年12月9日、G7参加国の知財庁（G7知財庁）の長官級が一堂に会する、G7知財庁長官級会談（G7 Heads of IP Office Conversation）が、オンライン形式にて開催されました。同会談においては、知財分野に関する議論がなされるとともに、G7知財庁による共同声明が採択されました。

同会談において、濱野特許庁長官は、模倣品及び海賊版との闘いについて、日本における模倣品の水

際取締り強化及び特に若者に焦点を当てた消費者に対する啓発活動について発言しました。

また、同会談の共同声明には「我々はまた、模倣品及び海賊版と戦うための共通のアプローチを確立するために協力する。模倣品及び海賊版のいずれもが、より効果的かつ協調的な対応が必要な国際的事象である。」と記載されています¹⁵⁾。

(2) 中国をはじめとする侵害発生国への対応

～官民協力での取組～

政府模倣品・海賊版対策総合窓口（後述）に寄せられる製造（発生）国・地域が判明している相談のうち、項目ベースで中国（香港を含む）が製造（発生）地である案件は最も多く¹⁶⁾、税関における知財侵害物品の差止状況¹⁷⁾や警察庁の商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域¹⁸⁾などからも同様の結果が見ら

13) 経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」、同省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）」及び同省「令和3年度 電子商取引に関する市場調査報告書」（令和4年8月）から引用・作成。

14) 財務省ウェブサイト「令和4年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」（2023年3月）より引用

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022/20230303a.htm

15) G7知財庁長官級会談共同声明本文（仮訳）

https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/document/2022121201/2022_g7_heads_of_ip_office_conversation_joint_statement_jp.pdf

16) 特許庁 政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/nenji.html>

17) 財務省 税関における知的財産侵害物品の差止状況

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html

18) 警察庁令和3年における生活経済事犯の検挙状況等について https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/R03_seikatsukeizaijihan.pdf

れます。中国における模倣品対策に関する法律等の整備は進められていますが、現在も侵害被害は依然深刻な問題であると言えます。

このような背景から、2009年6月、経済産業大臣と中国商務部長との間で交換された「知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」に基づき「日中知的財産権ワーキング・グループ」が設置され、日中両国の知財権保護の強化に向けた取組に関する意見交換を継続してきました。2023年1月には第9回目となる会合をオンライン形式で開催し、模倣品対策に限らず、悪意の商標出願や地理的表示保護制度等、知財保護に関する様々な議題について、日中政府から幅広い機関の参加者を得て、情報交換及び意見交換を行いました。

〈国際知的財産保護フォーラムの取組〉

模倣品・海賊版等の海外における知財権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資すること等を目的として、2002年4月に設立された国際知的財産保護フォーラム（IIPPF：International Intellectual Property Protection Forum）では、発足当初から中国政府への建議活動を行ってきました。ここ10年では、地方政府機関への実務レベルの知財保護官民合同訪中代表団を派遣し、中国から広がる模倣品への対応を検討するため、アジア大洋州および中東アフリカのプロジェクトを開始しました（後述）。さらに、EC市場の発達を受け、インターネットプロジェクトを立ち上げるなど、時々の要請に応じた対応を取ってきました。IIPPFは2022年に発足20年を迎え、「IIPPF2.0」として、消費者啓発、組織業務改革、DXの推進等を含めた新たな取組の柱を提言し、今後、これまでの活動を見つめ直すとともに、メンバーのニーズや外部環境の変化に即した新しい取組に注力していくこととしています。

〈第三国（ASEAN、中東・アフリカなど）での活動への広がり〉

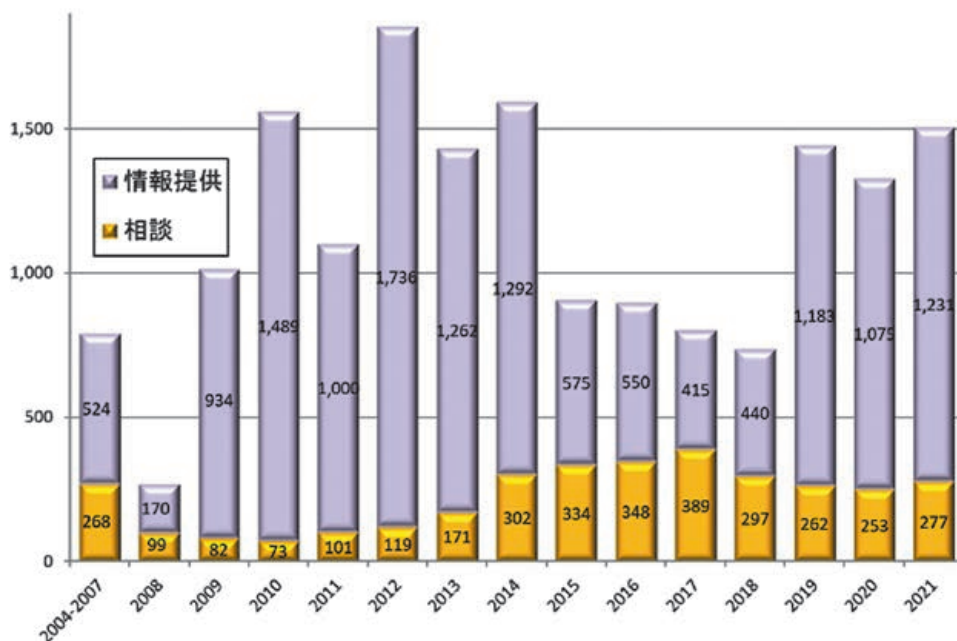
中国を製造拠点とする模倣品の拡散などにより、模倣被害は中国以外でも発生しており、当室では、後述の政府模倣品・海賊版対策総合窓口にて、それ

らの地域の被害相談を受け付けているほか、現地政府機関、EC事業者に対してさまざまな働きかけを行っております。例として、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを新興国の税関職員等に提供することを目的とした真贋判定セミナーをIIPPF主催で開催しており、2021年度までに開催した国は、中国、インドネシア、タイ、韓国、ロシア、ブラジル、マレーシア、フィリピン、インド、ベトナム、イラク、チリ、ミャンマー、エジプト、米国、UAE、サウジアラビア、ラオス、カンボジア、トルコになります。IIPPFでは、そのほかにも、政府職員等招へい、調査研究活動、情報共有セミナー開催、EC事業者との意見交換会開催、海外での啓発活動を官民連携で行っています。特に、模倣品を取り締まる者だけでなく、模倣品を販売する者、模倣品を購入する者を対象とした啓発が近年重視されており、最近の例として、タイにおいては、2020年11月に同国知財庁と米国特許商標庁（USPTO）が企画した現地大学生向け啓発活動にIIPPFメンバー企業も協力し、メンバー企業による模倣品対策の取組についての説明のほか、学生との意見交換が実施されました。また、インドにおいては、2023年2月に学生等が参加した映像コンテストがインド政府関係機関との協力のもと実施され、多くの候補作の中から1件の優勝作品と2件の準優勝作品が選ばれました。啓発に加えて、近年急速に発達しているEC市場での模倣品対策も重要であり、Lazada、Shopee、Tokopedia、Bukalapak、Bhinneka、PayTM、FlipKart、Amazon.india、MercadoLibreなどのEC事業者との間でIIPPF主催の意見交換会が行われ、模倣品対策強化へ向けた取組等について話し合われました。この10年間で、日本企業のビジネスのグローバル化の進展とともに、こうした第三国（ASEAN、中東・アフリカなど）での模倣品対策の活動が着実に広がりつつあります。

(3) 消費者等への啓発

模倣品対策室は「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」¹⁹⁾として、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を日々受け付けております。

19) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、知的財産戦略本部の決定（2004年5月）を受けて、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室（当時）に開設され、2020年4月に模倣品対策室と共に特許庁に移管されています。



第12図 受付件数の推移（2004～2021年）

2004年8月の設置以来、2021年12月末までに合計17,251件の相談や情報提供等を受け付けており、その件数推移は第12図のとおりです。新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るい始めた2019年以降、巣ごもり需要増加の影響もあり、2018年まではあまり見られなかった違法アップロード関連や、SNS、フリマアプリ内で見つけた模倣品・海賊版に関連する相談・情報提供が多く寄せられました。その結果、不正な販売サイト等の情報提供件数については、2019年に前年の2018年と比較して2倍以上増加し、その後はほぼ横這いで推移しています²⁰⁾。

〈コピー商品撲滅キャンペーン〉

消費者に向けて模倣品や海賊版を購入しないよう継続して呼びかけていく必要があることから、JPOでは、「コピー商品撲滅キャンペーン」を継続的にを行っています。2003年の本キャンペーン開始当初は、幅広い消費者に知財の保護の重要性に気付いてもらうとともに、模倣品・海賊版により起こる被害を伝えることを目指していましたが、2012年には、模倣品・海賊版の購入に対して抵抗のない「模倣

品・海賊版と知りつつ購入する消費者」を対象者としたことを契機に、その後は、主にオンラインでのショッピングが活発な若年層をターゲットとし、人気のキャラクターや雑誌の読者モデルなどのインフルエンサーを起用するなど、年末・年始等の消費者の購買意欲が高まる時期に訴求効果を高めるキャンペーンを実施しています。このような訴求対象者の変遷とともに、コミュニケーションの媒体の変化にも合わせ、キャンペーンで活用する広告媒体は、テレビCM・交通広告（電車内、駅構内）・新聞広告から、インターネットにおけるキャンペーンサイトへのリンクを貼ったバナー広告や動画広告配信へと変わりました。

直近では、2022年12月に本キャンペーンを刷新しました²¹⁾。前述の1.で述べた模倣品被害の現状を踏まえ、キャンペーンの訴求対象者を、オンライン取引の機会が特に多くコピー商品による被害に遭いやすいと考えられる20代及び30代とし、新たにカワウソをモチーフにした親しみやすいイメージキャラクター「カワソちゃん」を起用しました。キャンペーンのサイトにおいては、コピー商品の危険性・見分け方を伝えるとともに、2022年10月に

20) 「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/nenji.html>

21) 「コピー商品撲滅キャンペーン」を刷新しました！（METI/経済産業省）
<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221207006/20221207006.html>

施行された改正意匠法・商標法・関税法によって、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為は商標権及び意匠権の侵害行為となることが明確化された点²²⁾を伝え、模倣品の購入をしないよう注意を払うことを目的とした強いメッセージを発することで、コピー商品の撲滅に取り組んでいます。



第13図 コピー商品撲滅キャンペーン（イメージ）

4. 最後に

国際政策課・国際協力課では、刻々と変化する国際情勢も踏まえながら、引き続き各国・地域の知財制度・運用の更なる調和や、新興国等における知財制度の整備・強化のための取組を進め、日本企業等がさらにグローバル市場で活躍していくための環境整備に取り組んでいきます。

本稿でご紹介した内容は、国際両課において取り組んでいる内容の一部です。今後、市場のボーダレス化や環境問題などのグローバルな課題の増加に伴い、国際協力や制度調和等の重要性はさらに増していくものと思います。国際両課との協力や、業務内容にご関心のある方はぜひ、お気軽に当課職員までご連絡ください。

本稿が、お読みいただいた皆様の国際業務の理解への一助になれば幸いです。

Profile

原稿執筆者（執筆時点での所属）

国際政策課多国間政策第一班

袴田 知弘（はかまた ともひろ） 多国間政策第一班長

国際政策課経済連携班

稲葉 崇（いなば たかし） 経済連携班長

国際協力課地域協力第一班

田村 直寛（たむら なおひろ） 地域協力第一班長

国際協力課海外協力班

大野 さやか（おおの さやか） 海外協力班長

国際協力課模倣品対策室

杉山 卓也（すぎやま たくや） 模倣品対策室長

廣木 麻実（ひろき まみ） 模倣品対策企画班長

浅野 裕之（あさの ひろゆき） 模倣品対策調査班長

上田 智子（うえだ さとこ） 国際情報専門官／
模倣品対策企画係長

梅田 隆史（うめだ たかし） 国際情報専門官

宮川 利彰（みやかわ としあき） 法務調査員（弁護士）

勝又 大（かつまた だい） 模倣品対策企画係

22) 海外からの模倣品流入への規制強化について；経済産業省 特許庁 (jpo.go.jp)
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/kisei.html>